

# 税の申告が始まります

平成27年度市・県民税の申告、平成26年分の所得税の確定申告の受付が始まります。期間内に申告しましょう。期間終了間近になると大変混雑しますので、各地区の指定された期日に申告をお願いします。印鑑、預貯金通帳(本人名義)など口座番号が分かるものを忘れずにご持参ください。

## 確定申告(所得税)が必要な方

- ① 営業や農業などの事業所得がある方
- ② 不動産所得(地代・家賃収入)のある方
- ③ 土地や建物を売った譲渡所得のある方
- ④ 給与所得や退職所得以外の所得(年金・一時所得など)が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2力以上から受けている方で、主たる給与以外の収入が20万円を超える方
- ⑥ 給与収入が2000万円を超える方
- ⑦ 公的年金収入が400万円を超える方、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方

## 所得税が還付される場合

- 確定申告をする必要がない給与所得者の方でも、次に該当する方は、確定申告をすると所得税が戻ることがあります。
- ① 年の途中で退職して、年末調整を受けていない方  
(給与所得から源泉徴収していた場合、年末調整を受けていないときは、所得税が還付されることがあります)
  - ② 医療費を支払った方  
1年間に支払った医療費(実費)がおおむね10万円を超えた場合に、医療費控除が受けられます。
  - ③ 雑損控除・寄附金控除・政党等寄附金控除・住宅借入金等特別控除を受けられる方

## 市・県民税の申告が必要な方

- 平成27年1月1日現在、市内に住所がある方は、平成26年中の所得について申告する必要があります。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
- ① 確定申告をされた方
  - ② 給与所得のみで、年末調整がなされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
  - ③ 公的年金収入のみの方で、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方  
(年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります)
  - ④ 市内に住所がある方の所得控除対象の配偶者や扶養親族になっている方
- 遺族年金・障害者年金などの非課税

収入のみの方や、収入のなかった方も市・県民税の申告を行うことで、所得証明書などの発行や各種行政手続きがしやすくなる場合があります。

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険に加入されている方で、次のいずれかに該当する場合は市・県民税の申告が必要です。
- ① 収入がなく、扶養になっていない場合
- ② 扶養になっているが収入がある場合(公的年金収入のみの方で、その支払先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方を除く)

- 申告されない場合、たとえ基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減が受けられませんのでご注意ください。
- 東京電力(株)から受ける賠償金の取り扱いについて
- ① 心身の損害に対する慰謝料などの賠償金は非課税となり申告の必要はありません。
- ② 営業・農業に対する減収分の補てん追加費用の賠償金は事業所得として申告が必要です。
- ③ 就労不能となった給与などの減収分や、事業主の営業停止などで直接、東京電力(株)から支払いを受けたものは一時所得になり、申告が必要です。

- 住宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力などの売却収入について
- ① 新築工事請負契約書または領収書、住民票の写し、金融機関等発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(増改築の場合)増改築工事証明書
- 2年目以降：税務署発行の住宅取得等特別控除証明書、金融機関等発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※「認定長期優良住宅」を新築・購入した場合は、次の2つのうち有利な方を選択できます。(平成26年4月1日以降に入居した場合は「認定炭素住宅」も対象に加われます。)
- △受けられる税額控除▽
- 認定長期優良住宅新築等特別税額控除
- 雑損控除：り災証明書、修繕などの領収書・見積書、被害資産の価格や保険金などの金額が分かるもの

# 市・県民税申告、所得税確定申告に必要なもの

個人が住宅などに太陽光発電設備を設置し、余剰電力または全量を電力会社へ売却している場合の売却収入は雑所得に該当します。また、電力の売却を事業として行っている場合は事業所

得に該当します。それぞれの所得が「1. 確定申告(所得税)が必要な方」の条件に該当する場合は申告が必要となります。なお、所得とは売却収入から必要経

費を差引したものです。必要経費に算入する減価償却費の額は導入価格や発電量のうち売却した電力量の占める割合などにより異なりますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

## 所得計算に必要なもの

- ① 農業所得がある方
  - 米、野菜、乳代、家畜など全ての農作物収入金額が分かる書類
  - 農機具、燃料費、肥料代、農薬代など農業収入を得るために要した経費の領収書
- ② 営業等所得がある方
  - 収支内訳書
  - 収入額、経費が分かる関係帳簿、収入・経費全般の領収書
  - 保険外交員や検針員の方は保険会社などから支給されている支払調書
- ③ 不動産所得がある方
  - 関係帳簿・経費全般の領収書
  - 固定資産税土地・家屋課税明細書(ない場合は固定資産税公課証明書)
- ④ 給与所得・年金受給者
  - 勤務先、日本年金機構などで発行する源泉徴収票
  - 雇主の賃金支払証明書

## ⑤ 保険金を受けた方

- 受取保険金額および支払保険料額が分かるもの  
(保険料の支払者と保険金の受取人の関係で相続税や贈与税となる場合があります)
- ⑥ 土地等売買があった方
  - 土地などの売買契約書またはそのコピー
  - 収用の場合は国・自治体が発行した収用証明書

## 控除計算に必要なもの

- ① 医療費控除
  - 領収書または支払金額が分かるもの(事前に集計しておいてください。)
  - おむつ代を医療費とされる場合は、主治医が発行するおむつ使用証明書(証明書様式は税務署・市税務課)
  - 介護保険サービスを利用されている方  
(1)施設サービス利用者は「指定介護老人福祉施設利用等領収証」

## (2) 居宅サービス利用者

- 国民年金保険料を控除される方については、日本年金機構発行の社会保障料(国民年金保険料)控除証明書
- ③ 生命保険料控除：J・A・郵便局・生命保険会社などが発行する支払証明書
- 平成24年1月1日以降に加入した保険契約(新契約)については、控除額の計算方法と控除の最高額が変わりました。控除の最高額は12万円になります。介護医療保険という区分が新たに加わっています。
- ④ 地震保険料控除：J・A・保険会社などが発行する支払証明書
- ⑤ 障害者控除
  - 身体障害者手帳・療育手帳
  - 戦傷病者手帳
  - 要介護認定者は障害者控除対象者認定書(7ページをご覧ください)
- ⑥ 住宅ローン控除

- 新規：新築家屋等登記事項証明

## その他必要なもの・問い合わせ

- 印鑑
- 預貯金通帳(本人名義)など口座番号が分かるもの
- 【問い合わせ】
- 市民税・県民税について  
市民部 税務課 ☎ 81・2119
- 所得税・消費税・贈与税について  
郡山税務署(自動音声案内) ☎ 024・932・2041